

令和 7 年度農作物有害動植物発生予察情報

注 意 報 第 1 号

令和 7 年 5 月 23 日
山形県病虫害防除所

1 病虫害名 おうとう 灰星病

2 対象地域 県下全域

3 発 生 量 多い

4 注意報発表の根拠

ア. 5 月後半の巡回調査（5 月 19 日～22 日）では、灰星病による幼果腐れが 9 地点中 4 地点（確認地点率：44.4%、平年：5.5%）と多かった。また、前回調査（5 月中旬、確認地点率：20.0%）より、増加している（図 1）。

イ. 一部の園地では着果量の多い部位で発病果が多くみられている。

ウ. 4 月下旬から 5 月中旬まで降雨日数はやや多く、感染に好適な気象となっている。

エ. 向こう 1 か月の天候は、降水量は平年並と予報されている。

5 防除対策

ア. 雨よけビニール被覆作業は、遅れないよう適期に実施する。

イ. 幼果腐れは熟果への伝染源となり、短期間に発病が増加するので、園内をよく見回り、早期発見に努める。

ウ. 特に着果量の多い園地や樹では、摘果を徹底するとともに、発生に注意しこまめに園地を見回る。

エ. 発病果は見つけ次第摘み取り、園地外に持ち出し適切に処分する。

オ. 幼果腐れの発生が見られる園では、直ちに薬剤散布を実施する。

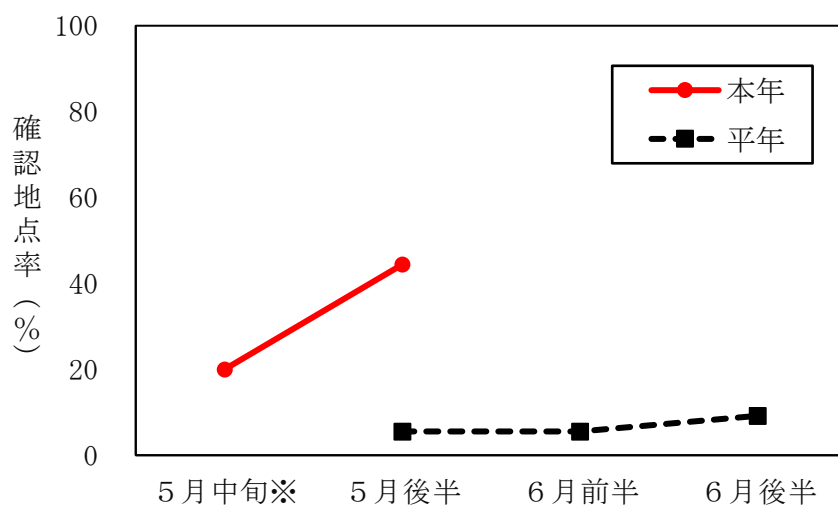
カ. 幼果腐れの発生が見られない園でも、薬剤散布に当たっては 10 日を目安に散布間隔があかないよう注意し、果実に十分付着するようていねいに散布する。

キ. 薬剤散布予定日に降雨が予想されるときは、計画を前倒しして降雨前に散布する。

なお、その場合は、散布間隔があかないように追加防除を実施する。

ク. 薬剤によって果実が汚れることがあるため、薬剤の選定や使用時期に注意する。なお、収穫前日数と使用回数は品種毎に遵守する。

農薬の使用に当たっては、農薬使用基準（適用作物、収穫前使用日数、使用回数等）を遵守するとともに、隣接地や周辺作物へ飛散しないよう十分留意し、農薬の使用後は防除日誌の記帳を行う。



※ 5月14日に特別巡回調査（15地点）を実施

図1 巡回調査における灰星病の確認地点率の推移



写真1 幼果腐れ①



写真3 褐点型初期病斑

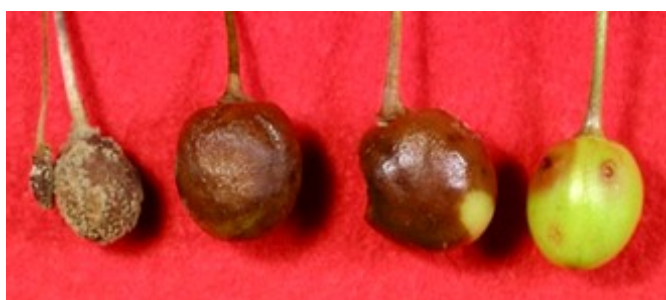


写真2 幼果腐れ②

山形県病害虫防除所	本 所 庄内支所	TEL 023-644-4241 TEL 0235-78-3115	FAX 023-644-4746 FAX 0235-64-2382
山形県病害虫防除所トップページ 農作物有害動植物発生予察情報		https://agrin.jp/theme/byogaichubojosho/index.html https://agrin.jp/theme/safe_products/yosatsu/index.html	